ニ　大型車

							松尾横芝
						山武成東	450
					東　金	450	900
				山　田	—	—	—
			中　野	150	150	600	1,050
		高　田	150	300	300	750	1,200
	大　宮	150	300	450	450	900	1,350
千葉東	150	300	450	600	600	1,050	1,500

ホ　特大車

							松尾横芝
						山武成東	1,050
					東　金	1,050	2,100
				山　田	—	—	—
			中　野	350	350	1,400	2,450
		高　田	350	700	700	1,750	2,800
	大　宮	350	700	1,050	1,050	2,100	3,150
千葉東	350	700	1,050	1,400	1,400	2,450	3,500

㈱　上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

１．⑵のうち、⑰を次のとおり改める。

⑰　京葉道路における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

区　　間	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
Ａ区間	100	100	100	150	350
Ｂ区間	100	100	100	150	350
Ｃ区間	100	100	100	150	350
Ｄ区間	100	100	100	150	350
Ｅ区間	100	100	100	150	350
Ｆ区間	100	100	100	150	350

（注１）　上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注２）　Ａ区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

Ｂ区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

Ｃ区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

Ｄ区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

Ｅ区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

Ｆ区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

１．⑶のうち、⑪中、「（千葉東金道路の通行においては、別表１－１のうちイからへに該当する自動車とする。）」及び⑫中、「（京葉道路の幕張インターチェンジから千葉南ジャンクションまでの区間の通行又は千葉東金道路の通行においては、別表１－１のうちイからへに該当する自動車とする。）」を削る。⑪イ㈠及び㈡、⑫イ並びに㉒イ中、「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。⑫ロ㈡中、「⑳」を「⑱」に改める。㉖中、「別表１－１、別表１－２又は別表１－３」を「別表１－１又は別表１－２」に改める。㉗中、「④から⑲並びに㉓及び㉕」を「④から⑰及び㉑から㉓」に、「①から㉕」を「①から㉔」に改める。㉘チ中、「乗合型自動車（定期路線）割引及び休日バス割引」を「乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引及び平成21年度年末年始期間特別割引㈣」に、「⑫及び⑳」を「⑪、⑱、㉑及び㉓」に改める。

１．⑶のうち、⑨、⑯、㉓、㉔及び㉕を削り、「⑩平日昼間割引㈡」を「⑨平日昼間割引」、⑪を⑩、⑫を⑪、⑬を⑫、⑭を⑬、⑮を⑭、⑰を⑮、⑱を⑯、⑲を⑰、⑳を⑱、㉑を⑲、㉒を⑳、㉖を㉕、㉗を㉖、㉘を㉗とし、⑳の次に次のとおり加える。

㉑　平成21年度年末年始期間特別割引㈠

イ　割引をする自動車

午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に高速国道又は別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

⑧ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

㉒　平成21年度年末年始期間特別割引㈡

イ　割引をする自動車

高速国道又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）、かつ、午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

⑨ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

㉓　平成21年度年末年始期間特別割引㈢

イ　割引をする自動車

高速国道又は別表６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率

⑪ロに定める割引率を適用する。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

⑪ハに定める特例を適用する。

ニ　適用する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。